

- ◆ 2024年5月15日から5月24日にかけて、国際海事機関（IMO）の第108回海上安全委員会（MSC 108）が開催されました。
- ◆ 今次会合では、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約であるSTCW-F条約の改正や船上における暴力及びハラスメントの防止に関する能力要件を追加するSTCW条約の改正等が採択されました。
- ◆ また、自動運航船（MASS）に関する国際ルール（MASSコード）について更なる検討が行われ、ロードマップの更新がなされました。



背景

【採択】1995年7月 【発効】2012年9月 【締約国】35カ国(日本:未締結)

- ✓ 1995年、STCW-F条約(1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)が採択されました。
- ✓ STCW-F 条約は、採択後これまで一度も改正されておりましたが、2015年より、全体的な見直し作業が行われ、IMOにおいて条約改正案の検討が進められてきました。
- ✓ 今次会合において、STCW-F 条約の改正及び新たなSTCW-Fコードが採択されました。

STCW-F条約の改正 - 2024年5月採択、2026年1月発効予定 -

改正条約の構成



主な改正内容

- ✓ 船長及び航海士、機関長及び機関士、無線通信士の資格要件に関して、STCW 条約と同等の能力要件表を導入するとともに、漁具の取扱いに関する事項など漁船特有の知識を担保する能力表の導入
- ✓ 漁船員の身体検査基準や健康証明に関する基準の導入
- ✓ 各基準の適用について、これまで漁船の長さに基づいたものとなっていたものを、各国の状況に応じて柔軟な基準の適用が可能となるように、漁船の長さと同数の読替規定の導入

自動運航船の国際ルール（MASSコード）について、MASSの安全要件等について議論が行われました。非義務的MASSコードは2025年の最終化を目指して検討が進められる予定です。

- 今次会合では、MASSに関する会期間通信作業部会（CG）における作業進捗を踏まえ、非義務的なMASSコード案の内容について議論されました。
- MASSの運航に関わる人的因子に関して、日本からも、MASSに乗船する船員やMASSの遠隔操船者の能力要件や習熟内容について提案し、議論されました。MASSの運航に関わる人的因子については、我が国の提案も含めて、引き続きCGで検討していくこととなっています。
- その他、自動運航船の航行の安全に係る要件については、「遠隔操船」と「自律航行」の違いを明確に区別すべきといった論点が示され、引き続き検討していくことになりました。
- MASS船長の役割について、MASSに乗船者がいる場合に船長が乗船すべきかどうかを議論した結果、**乗船者の安全を確保し、船長の権限を行使するために船長は乗船する必要がある**との見解で一致しました。
- 今後、さらに作業を進めるため、CGを再設置するとともに、本年9月にMASSの中間会合を開催することが合意されました。

MASSコードのロードマップ



- 作業の進捗状況を踏まえ、MASSコード策定に向けたロードマップが以下のとおり更新されました。
 - ✓ 非義務的MASSコードは、MSC 110（2025年）での最終化を目指す
 - ✓ 義務的なコードは、遅くとも2030年までに採択を行い、2032年の発効を目指す

IGCコードの改正

- ◆ 国際ガスキャリアコード（IGCコード※）では、毒性のある貨物を、船舶の燃料として使用することが禁止されていますが、カーボンニュートラルへの貢献が期待されるアンモニア運搬船を念頭に、今次会合で、アンモニア等の毒性貨物に対して安全措置を講じた場合に当該貨物（アンモニア）を燃料として使用することを可能とする改正案が承認されました。
- ◆ 次回MSC109（本年12月予定）で改正案が採択される予定。
【発効日：2026年7月1日（予定）】

※ 液化ガスのばら積運送のための船舶構造および設備に関する国際規則

STCW条約の改正

- ◆ STCWコード A-6表（個々の安全及び社会的責任における最小限の能力基準）に、船上における暴力・ハラスメントの防止に関する能力要件を追加する改正が採択されました。
【発効日：2026年1月1日】

第6章

非常事態、職業上の安全、保安、医療及び生存に関する職務細目に関する基準

A-6-1節 全ての船員に対する安全に関して精通するための訓練並びに、基本訓練及び教育のための最小限の要件表

A-6-1-4 個々の安全及び社会的責任における最小限の能力基準の詳細